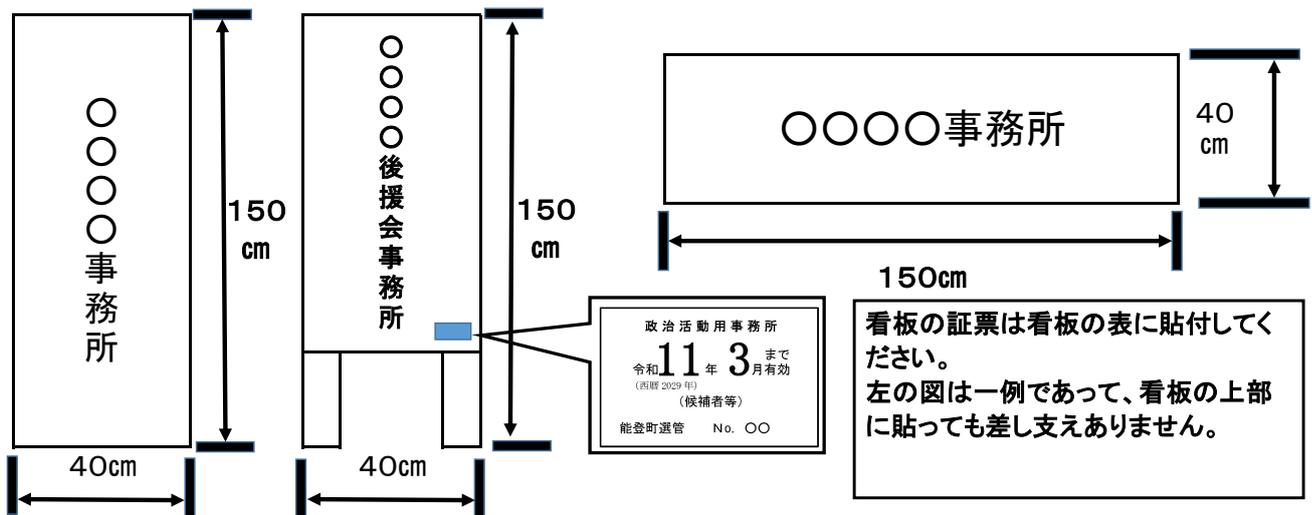
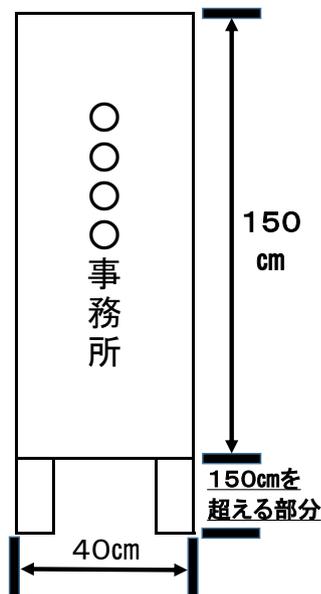


政治活動用事務所に掲示する立札・看板の規格について

設置できるもの



設置できないもの

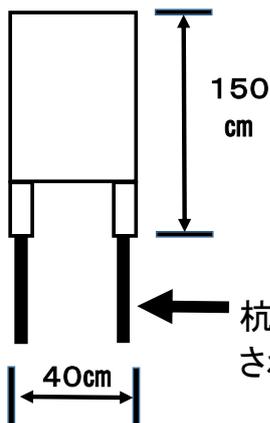


1、足を含めると150cmを超えてしまう看板・立札を設置することはできません。

2、政治活動用事務所から相当離れたところに掲示することや、政治活動用事務所の存在しない駐車場、田畑等に掲示することは禁止されています。

3、同じ場所に設置できるのは2つまでです。

4、杭などに看板をくくりつけてある場合は、杭なども看板の一部とみなしますので、左下の図のような設置のしかたはできません。



5、事務所の場所を示すための看板であるので、選挙運動に関する内容は記載してはいけません。

杭などにつぎたした場合はその部分は脚とみなされます。